

# プール利用のみなさまへ

- 幼児の利用時には、水着着用で高校生以上の付き添い者が必要です
- 身長140cm未満の児童が一般用プールを利用する場合は、水着着用で高校生以上の付き添い者が必要です
- 刺青・タトゥー(シール含む)が入った方は、他の利用者から全て見えない状態でご利用ください
- プールサイド、更衣室では水分補給以外の飲食は出来ません  
飲み物はしっかり蓋のできるペットボトルや水筒等の破損しない容器を使用し、ベンチ周辺をお願いします
- ゴーグル、ヘルパー類以外の水泳用具(シュノーケル、スイムフィン等)や遊具類(浮き輪、ビーチボール等)の持ち込みはできません
- 滑り止めを目的としたアクアソックスをプール内でのみ、ご利用いただけます  
使用の際は、事前に事務所にお申し出ください
- プール室にタオルを持って入り、更衣室に戻る前に体の水分を十分拭いてください
- プールに入る前に必ずシャワーを浴び、化粧、整髪料等をよく落とししてください  
また、サンオイル、日焼け止め等のご使用いただけません
- アクセサリー(結婚指輪、スポーツネックレス、ミサンガ、念珠等も含む)、時計等は必ず外してください
- ガラスレンズのメガネでは入場いただけません  
プラスチックレンズの場合も必ずメガネバンドを使用して下さい
- プール室へは水着(ラッシュガードは可)以外での入場は出来ません  
ウエットスーツ、Tシャツやジャージ等の衣類、サンダル、プールシューズ等履物の使用は出来ません  
水着の上に羽織るワンピース、パレオ等もご遠慮ください
- フード付の水着・ラッシュガードでの利用はできません
- 水泳帽は必ず着用してください
- 幼児の水遊びパンツのみでの利用はできません 必ず水遊びパンツの上に水着を着用してください
- 館内では写真、ビデオ、携帯電話等での撮影は禁止です  
プール室へは携帯電話、情報端末類を含め、撮影機器の持ち込みはできません
- 音楽プレーヤーの持込み・使用は禁止です
- 飛び込みは禁止です
- 健康管理、及び安全確認のため、1時間毎に休憩時間を設けています

(使用の制限) — 『川西市社旗体育施設条例施行規則』より抜粋

市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を断り、退場させ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 感染性の疾患があると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 酒気を帯びて使用する者
- (5) 保護者が同伴しない小学生未満の者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に支障を及ぼすと認められる者

市長は、特に必要やむを得ない理由がある場合には、使用許可を取り消すことができる。この場合においては、取消の日から1箇月以内に使用料を還付する。

この特にやむを得ない理由がある場合とは、概ね次の事項とする。

- (1) 天候等の自然現象により施設の良好な使用が不能の場合
- (2) 災害発生による、市民の避難場所として使用される場合
- (3) 施設の破損等により、緊急工事を実施しなければならない場合
- (4) 公職選挙法63条により、投票所並びに開票所として利用される場合
- (5) その他、市民生活に影響を及ぼす様な公的な場所として利用される場合

プール内では必ず職員の指示に従ってください 従わない場合は退館していただく事があります